

遡及して法定免除に該当する期間における納付済み追納保険料の 還付に関する行政相談について ～行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん～

総務省中部管区行政評価局（局長：佐々木 祐二）では、当局が受け付けた以下の行政相談について、民間有識者で構成する当局の行政苦情処理委員会（座長：西 護一郎 元東海銀行副頭取）に諮り、その意見を踏まえるなどして検討した結果、平成31年3月27日、日本年金機構一宮年金事務所に対して、①今後、追納を行う被保険者に対して、追納保険料の還付の取扱いについて周知を図ること、②遡及して法定免除に該当する期間における納付済み追納保険料について、還付できる取扱いの検討を日本年金機構本部に上申することのあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

私の息子には先天的な知的障害があり、幼少時から療育手帳の交付も受けている。
息子は、平成 27 年 1 月の 20 歳到達後、経済的に国民年金保険料の納付が困難であったため納付猶予を続けてきたが、29 年 7 月に督促の通知が送られてきたので、27 年 1 月から 29 年 11 月までの期間の保険料を納付した。
平成 30 年 4 月頃に息子が障害基礎年金を受給できる可能性があることを知ったので、年金事務所で当該年金の申請をしたところ、20 歳まで遡及して障害基礎年金受給が認められた。また、併せて、①障害基礎年金の受給権が 20 歳到達時点から発生していること、②障害基礎年金の受給権者は国民年金保険料を納付する必要がないことを知った。
このため、平成 27 年 1 月から 29 年 11 月までの期間の納付した保険料は還付されるものと思い、年金事務所に確認したところ、「追納保険料については、還付することができません。」との返答であった。
遡及して障害基礎年金受給が確定したことにより、本来であれば納付の必要がない期間について納付した保険料であるにもかかわらず、追納であるために還付を受けられないことに納得できない。

【当局調査等による関係業務の実態】

別添のとおり

【中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の意見要旨（平成31年2月6日開催）】

国民年金保険料の免除期間に係る納付については、国民年金法第94条第1項において、免除事由を区別せず一律に「追納」として取り扱われているが、本件相談者の追納に至る経緯や、被保険者である相談者の息子の事情を考慮すると、追納保険料であることを理由に、一律に還付しないとする取扱いが合理的であるとは認め難い。

したがって、免除・納付猶予期間に係る保険料を追納後に当該期間が法定免除に該当することが判明した場合には、改めて被保険者に追納の意思を確認することとし、被保険者が還付を望むときは、追納保険料が還付できる取扱いとなるよう、関係機関に検討を求める必要があると考える。

【あっせん内容】

中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の意見を踏まえて、当局が検討した結果、一宮年金事務所は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 今後、追納を行う被保険者に対して、追納保険料の還付の取扱いについて周知を図ること
- ② 日本年金機構本部に対し、免除・納付猶予期間に係る保険料を追納後に当該期間が法定免除に該当することが判明した場合には、改めて被保険者に追納の意思を確認することとし、被保険者が還付を望むときは、追納保険料が還付できる取扱いの検討を上申すること

【連絡先】

＜本件事案について＞

総務省中部管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官 ^{つのがい}角皆、村辻

電 話：052-972-7416 F A X：052-972-7419

【別添】

1 制度等の概要

(1) 国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

国民年金の被保険者は、次表のとおり、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）等で定められた一定の要件に該当したときは、該当期間の国民年金保険料（以下「保険料」という。）については納付を要しない（免除・納付猶予）とされている。

表 免除・納付猶予整理表

区分	該当事由	根拠
法定免除	①障害基礎年金等受給者	法第 89 条第 1 項
	②生活保護等受給者	
	③省令で定める施設入所者（国立ハンセン病療養所等）	
申請免除	本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、 全額免除・4 分の 3 免除・半額免除・4 分の 1 免除	法第 90 条、90 条の 2
納付猶予	①学生納付特例	法第 90 条の 3
	②納付猶予（平成 16 年開始） 50 歳未満の本人・配偶者の前年所得に応じる。全額 猶予のみ※平成 28 年 6 月以前は 30 歳未満対象	法附則（平 26 年 6 月 11 日）第 14 条 第 1 項 ※法附則（平成 16 年 6 月 11 日）第 19 条

（注）当局作成資料による。

(2) 法定免除の遡及適用について

法定免除の事由に該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料について、既に納付されたものを除き、納付することを要しないとされており、過去に法定免除事由に該当する期間があることが判明した場合、その期間については遡及して法定免除が適用される（法第 89 条第 1 項）。

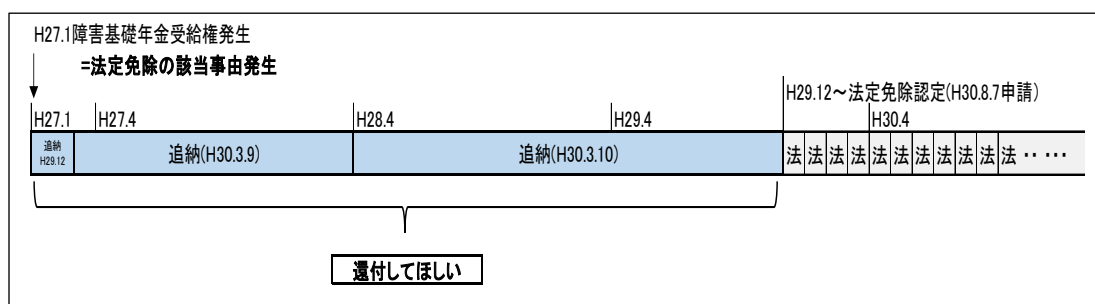
(3) 追納について

- 国民年金被保険者又は被保険者であった者は、厚生労働大臣の承認を受け、納付することを要しないものとされた保険料（免除・納付猶予期間の保険料）について追納をすることができる（法第 94 条第 1 項）。追納することにより、受給できる老齢基礎年金の年金額を増額することができる。

- ・ 国民年金保険料の追納については、免除等の適用を受けた期間を有する者に対して郵送通知による勧奨が行われている。
- ・ 保険料の免除等の適用を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされる。

2 中部管区行政評価局調査結果

(1) 本件対象者（相談者の息子）の年金記録



(2) 遡及して法定免除期間となった国民年金加入期間の保険料を既に納付していた場合の取扱いについて

「国民年金保険料の還付に係る事務の取扱いについて（通知）」（平成 18 年 9 月 29 日付け庁保険発第 0929002 号。以下「18 年通知」という。）において、障害基礎年金の受給権が遡って発生した場合、当該受給権発生日以降の納付済保険料は還付される取扱いとなることが当時の社会保険庁から地方社会保険事務局に周知されている（以下参照）。

<18 年通知>（抜粋）

（略）障害基礎年金の受給権発生日等の属する月の前月分以降の保険料については、同日前に納付のあったものを除いて納付義務自体が生じない（略）

（略）このため、障害基礎年金が裁定され、その受給権が遡って発生した場合には、当該受給権発生日以降に納付されていた保険料（同日の属する月の前月以降の保険料に限る。）は還付することとなるが、障害の程度が軽快した場合にあっては、保険料の還付を受けることが将来老齢基礎年金を受ける上での不利益な取扱いにつながる恐れがあることから、障害の程度が軽快する可能性のある被保険者については、保険料を還付するに際し、その旨を説明すること。

なお、説明した結果、被保険者が還付対象となる保険料に係る期間を保険料納付済期間とすることを希望する場合には、追納制度を活用することにより対応すること。

また、平成 19 年 11 月に、18 年通知を踏まえ、追納により納付した期間が後に法定免除に該当することが判明した場合の取扱いについて、当時の北海道社会保険事務局から疑義照会（以下「19 年疑義照会」という。）が行われ、追納保険料は還付することができないとの回答が当時の社会保険庁から出されている。

18 年通知は公表（厚生労働省ホームページ法令等データベースサービスに登録）されているが、19 年疑義照会は内部の疑義照会として取り扱われており、公表されていないため、被保険者が了知できる状況にない。

（３）本件相談に対する関係機関の意見

一宮年金事務所による本件相談の保険料の還付ができない理由については、次のとおりである。

- ・ 18 年通知は、法定免除の遡及適用により「納付することを要しないものとされた保険料」について納付済であった場合、還付することとしたものであり、今回の本人からの申出（当局注：追納する旨の申出）により納付された追納保険料については、この要件に該当せず還付することはできない。
- ・ 本件相談についても 19 年疑義照会の取扱いに当てはまるため、還付することはできない。

（参考）中部管区行政評価局行政苦情処理委員会

行政相談事案の処理等に当たり民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的として設置しているもの。

中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の構成員は次のとおり（平成 31 年 2 月 6 日開催時）

（座長）

西 讓一郎（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社社友（元東海銀行副頭取））

（委員）

稲垣 隆司（岐阜薬科大学学長（元愛知県副知事））

栗本 幸子（元（財）あいち男女共同参画財団理事長）

島田 佳幸（（株）中日新聞社論説主幹）

諏訪 一夫（名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授（元名古屋市総務局長））

中村 正典（弁護士（元愛知県弁護士会会長））